保護者の皆様

認定こども園恵光学園

感染症の場合の登園許可書、登園届について

新潟市から出されている登園許可書にあります②～⑫の感染症は**かかりつけ医より「登園許可書」を記入していただいてからの登園**となります。また、新型コロナウィルス感染症とインフルエンザは新潟市から出されている**「療養解除届」を保護者の方より記入していただいてからの登園**となります。

その他の感染症につきましては、**かかりつけ医より「登園してよい」旨の指示を受けてから、保護者の方が登園届を記入後の登園**となります。

※感染症後は登園許可書、療養解除届、登園届のいづれかを必ず提出してから登園してください。

【登園届の必要な感染症】　**※下記の感染症の場合はこの登園届を提出ください**

・マイコプラズマ肺炎　・手足口病　・伝染性紅斑（リンゴ病）　・RS ウィルス感染症

・感染性胃腸炎（ノロウィルス、ロタウイルス等）　・ヘルパンギーナ

きりとり

登　園　届

認定こども園恵光学園　園長殿

＿＿＿＿＿＿組　　園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病名「　　」と診断され

年　　月　　日　医療機関「　　」において

病状が回復し、集団生活に支障がないと診断されましたので登園します。

＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿